

令和2年度版 労働保険の事務手続

【本書発行後の追加情報のお知らせ】

新型コロナウイルス感染症に伴う特例

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の労働保険の年度更新（本書25ページほか）は、下記の特例が実施されました。

記

■労働保険の年度更新期間の延長

労働保険料等の申告期限・納付期限（年度更新期間）は、令和2年8月31日まで延長されました。

申告期限

従来	延長後（特例）
令和2年6月1日～7月10日	令和2年6月1日～ <u>8月31日</u>

納期限

従来	延長後（特例）
令和2年7月10日	令和2年 <u>8月31日</u>

■労働保険料等の納付猶予の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主に対して、申請により労働保険料等の納付を1年間猶予する特例が実施されました。

猶予の要件（①～③いずれも満たす事業主が対象です）

- | |
|---|
| <p>①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1ヵ月以上）において、事業に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること</p> <p>②①により、一時に納付を行うことが困難であること</p> <p>③申請書が提出されていること</p> |
|---|

※特例は、令和2年5月11日の厚生労働省発表資料に基づくものです。新型コロナウイルスの感染状況により、今後変更される可能性があります。詳しくは都道府県労働局または労働基準監督署等にお問い合わせください。